

## 派遣現職隊員支援のためのメーリングリスト利用規則

### (利用目的)

- 第1条 派遣現職隊員支援のためのメーリングリスト(以下メーリングリストと標記)は、文部科学省教育協力のための拠点システム「派遣現職隊員支援事業」の一環として進められるものであり、開発途上国での教育協力を携わってきた帰国隊員と携わっている派遣中の隊員が直接対話、情報交換して経験を共有し、各々の活躍を支援することを目的とする。
- 第2条 本メーリングリストの参加対象者(以下メンバーと標記)は、青年海外協力隊として派遣された現職隊員、派遣されている現職教員、教育協力活動に携わる協力隊員、その支援に関連する学校教育関係者、その他「派遣現職隊員支援事業」に携わる者とする。
- 第3条 メンバーは自らの責任に基づいて、メーリングリストに情報を送るものとする。

### (利用方法)

- 第4条 利用目的に対して運用されるメーリングリストであり、特定個人と議論すべき話題については利用しないこと。
- 第5条 メーリングリストで得た情報の引用や転載は、投稿者と本メーリングリスト管理者の許可を得てから行うこと。
- 第6条 全てのメンバーはネットワーク上のエチケットを尊重した上で利用する義務を負うこと。

### (利用の申請及び許可)

- 第7条 メンバーがメーリングリストを利用する場合は、所定の申請書により拠点システム派遣現職隊員支援事業代表(以下事業代表と標記)が利用を許可し、パスワードを交付する。
- 第8条 拠点システム派遣現職隊員支援事業に従事する産学官連携研究員を管理者(以下管理者と標記)とする。
- 第9条 管理者は、メンバーの登録(入会)・削除(退会)等を行う。

### (運用規定)

- 第10条 メーリングリストは、管理者の許可を得た者のみ利用できる。
- 第11条 メーリングリストの利用上、メール1通当りのサイズは50KBまでとし、途上国での通信事情をふまえ、添付ファイルは送れないものとする。
- 第12条 過去のログについては、メンバーであれば、拠点システム派遣現職隊員支援事業のホームページよりアクセスできる。

### (メンバーの禁止行為)

- 第13条 管理者及びメンバーは、メーリングリストの利用にあたって、次の各号に定める遵守事項を守らなければならない。
- (1) 営利を目的に利用しないこと。
- (2) 個人及び団体等を誹謗中傷しないこと。

- ( 3 ) 諸法令、学内規則が定めることに違反しないこと。
- ( 4 ) 公序良俗に違反しないこと。
- ( 5 ) 第三者の著作権を侵害しないこと
- ( 6 ) 第三者の財産・プライバシーを侵害しないこと
- ( 7 ) 派遣現職隊員の活動及びその支援を妨害しないこと
- ( 8 ) 匿名による投稿を行わないこと

(メーリングリストの利用停止)

第 14 条 メンバーが利用規則に違反し、禁止行為を犯した場合、事前に通告することなく、そのメーリングリストの利用を停止でき、不適切な内容を削除できる。また、管理者からの注意にも関わらず、同じ違反やエチケットに反する行為を繰り返し、その内容が悪質と考えられる場合、管理者はメーリングリストからメンバーを削除できる。

附 則

- 1 . この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 . この規則の改廃は、拠点システム派遣現職隊員事業代表の承認を要するものとする。